

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社キョウラク  
(法人番号5130001038022)  
業者の住所：京都府京都市伏見区下鳥羽上三栖町169
- 2 指名停止措置期間：令和4年7月21日から  
令和4年8月20日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域  
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：株式会社キョウラク及び同社の前代表取締役は、法人税法違反及び地方法人税法違反の疑いで公訴を提起された。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

### 指名停止措置要領付表第2第15号「抜粋」

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から  1月以上9月以内